

科学研究費助成事業研究機関担当者 殿

文部科学省研究振興局学術研究推進課
独立行政法人日本学術振興会研究事業部

科学研究費助成事業（科研費）における特別研究員（DC）の応募資格について

平素より、科学研究費助成事業（科研費）の適切な執行等に御協力いただき感謝申し上げます。

日本学術振興会が実施する特別研究員事業により採用されている特別研究員（以下「特別研究員」という。）のうち、特別研究員（DC）はこれまで基盤研究等に応募することができませんでした。第11期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会の審議のまとめ（https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_gakjokik-000013407_1.pdf）を踏まえ、令和5（2023）年度から、アカデミアをけん引する若手研究者の飛躍の支援を目的に、受入研究機関として日本学術振興会に届け出ている研究機関（以下「受入研究機関」という。）からのみ、研究分担者として全ての研究種目に参画することを可能としています。

加えて、若手研究者の研究活動の国際化を強力に推奨するため、7月公募開始予定の「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）」の公募において応募資格の変更（別紙参照）を行い、基課題に「特別研究員奨励費」を追加することで、特別研究員の本種目への応募機会を拡大します。この変更に伴い、特別研究員（DC）は受入研究機関から科研費応募資格を付与された場合、本種目に限り研究代表者として応募することが可能となりますので、貴研究機関所属の研究者及び事務担当者等の関係者に周知願います。

ただし、特別研究員（DC）は博士課程学生として学位取得を目指す立場にあるため、科研費での研究遂行上の責任が過大にならないよう、受入研究機関において十分に留意してください。

また、特別研究員（DC）が応募を希望する場合は、受入研究機関の事務担当者が、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に、職名を「特別研究員（DC）」かつ科研費応募資格「資格有り」として研究者情報を登録してください。なお、採用期間満了等により特別研究員（DC）としての身分を喪失した者が、科研費応募資格を付与されていない場合には、必ず、受入研究機関の事務担当者が e-Rad の研究者情報を修正し退職の処理を行ってください。

その他、応募上の留意点は後日公表予定の公募要領を御確認ください。

【本件連絡先】

（科研費制度全般に関すること）
文部科学省研究振興局学術研究推進課
TEL：03-6734-4091
（公募全般）
独立行政法人日本学術振興会
研究事業部 研究助成企画課
TEL：03-3263-4796

科研費の応募資格の変更について

「特別研究員制度の改革について（令和4年4月 日本学術振興会）」の内容や研究費部会での議論も踏まえ、7月公募開始予定の「国際共同研究強化」の公募において応募資格の変更を行います。

※変更箇所：下線、グレー網掛け表示

【科研費応募資格】

- ① 応募時点において、所属する研究機関(注1)から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること(注2)

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合は除く。）

(注1) 研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

(注2) 日本学術振興会特別研究員(DC)については、上記①のア～ウに関わらず、日本学術振興会特別研究員(DC)に採用されていることをもって応募資格の要件を満たすものとします。ただし、研究機関が満たさなければならない要件に関しては、研究機関において確認してください。

(参考)研究機関が満たさなければならない要件

<要件>

- ・科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

- ② 科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

【国際共同研究強化応募資格】

- ① 令和5(2023)年7月1日現在で「基盤研究（海外学術調査を除く）」「若手研究」又は「特別研究員奨励費」に採択されており、応募時点において研究計画を実施中の研究課題の研究代表者
- ② 令和5(2023)年4月1日現在で45歳以下の者（昭和52(1977)年4月2日以降に生まれた者）